資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少して五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年二月十七日

沖縄県石垣市字平得二二九番地の一

水質管理サービス有限会社

代表取締役　我喜屋　隆

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千七百八十六万四千七百九十円、資本準備金の額を十六億一千四百十九万九千七百九十円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十二年二月十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目九番五号

株式会社ディースリー

代表取締役　伊藤　裕二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千十五万円、資本準備金の額を二億五千六百十五万円減少し、それぞれ四千五百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十二年三月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十二月二十八日

掲載頁　一〇二頁（号外第二七七号）

平成二十二年二月十七日

東京都国分寺市戸倉四丁目二番地八

株式会社クレステック

代表取締役　大井　英之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年三月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年三月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年二月十七日

東京都国分寺市戸倉四丁目二番地八

株式会社クレステック

代表取締役　大井　英之

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＬＡＴＥＲＮＡを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併により、解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年二月十七日

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目五〇番一一号

株式会社アマゾン

代表取締役　倉内　均

合併につき株券等提出公告

当社は、東芝テリー株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年二月十七日

東京都日野市旭が丘四丁目七番地一

テリーエンジニアリング株式会社

代表取締役　片山　恒雄

合併につき株券等提出公告

当社は、ニッタン電子株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年二月十七日

兵庫県伊丹市鴻池一丁目一一番二〇号

ニッタン精機株式会社

代表取締役社長　北爪　敬治

限定承認公告

香川県高松市女木町四番地二、最後の住所香川県高松市国分寺町新居九一一番地四

被相続人　亡　藤本　宏

右被相続人は平成二十一年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十二年二月五日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月十七日

香川県高松市国分寺町新居九一一番地四

相続財産管理人　藤本タカ子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十二月二十八日付官報の号外第二百七十七号百十五頁に掲載されています。

平成二十二年二月十七日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ルナパ特定目的会社

取締役　泉部　充

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億八千万円減少し金十七億一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年三月十八日であり、社員総会の決議は、平成二十二年二月十二日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年十二月九日付官報の号外第二百五十八号百十八頁に掲載されています。

平成二十二年二月十七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

丸の内ホールディング特定目的会社

取締役　山田　智明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号七十九頁に掲載されています。

平成二十二年二月十七日

東京都港区赤坂八丁目四番一四号

ＭＧケイアイアール特定目的会社

取締役　紅林　優光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号八十頁に掲載されています。

平成二十二年二月十七日

東京都港区赤坂八丁目四番一四号

ＭＧホエール目黒特定目的会社

取締役　宇野　重樹

訂正公告

平成二十二年一月二十六日（号外第十六号）掲載の社団法人不動産保証協会に係る宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告中、平21.7.6関1243有限会社フロンティアライフの商号又は名称欄に「株式会社フロンティアライフ」とあるは「有限会社フロンティアライフ」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年二月十七日

扱　店

取消公告

平成二十二年一月二十八日三十二頁に掲載の当社の優先資本金の額の減少公告及び優先出資の消却につき優先出資証券提出公告は、当該優先資本金の減少及び優先出資の消却にかかる決議が撤回されたため、取消します。

平成二十二年二月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ダイワ新山下特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正　誤

平成十九年十一月三十日（号外第二百七十四号）海上保安庁告示第三百二号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

三八ページ一段終りから一一行目から一〇行目、二段一〇行目から一一行目、同段終りから一一行目から一〇行目、三段一〇行目から一一行目はそれぞれ削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十七日付第三一号六四ページ●同日付政府調達第三一号一二ページ●一月二十九日付参会第四号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）